

令和8年1月  
農業委員会議事録

開催日：令和8年1月26日（月）  
場所：越谷市農業技術センター2階  
研修室  
開会時刻：午前 9時54分

越谷市農業委員会

1. 開催年月日 令和 8年 1月26日 (月)

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2階研修室

3. 農業委員出欠状況

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	三ツ木 宗一	出	8	豊田 佳樹	出
2	石塚 健造	出	9	小林 博	出
3	田口 勲	出	10	中島 満	出
4	坂巻 慎一	出	11	瀬尾 守	出
5	白鳥 みどり	出	12	金子 繁雄	出
6	山崎 保夫	出	13	小野寺 美佐子	出
7	荻島 元治	出	14	山崎 明美	出

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	小早川 久夫	出	8	飯高 進	出
2	川上 政己	出	9	齋藤 晃一	出
3	今井 富士雄	出	10	鈴木 喜雄	出
4	林 信雄	出	11	川上 嘉夫	出
5	岡安 昇治	出	12	松沢 浩之	出
6	須賀 英夫	出	13	原田 正	出
7	高島 豊	出			

5. 出席者 事務局長 関根 正和  
統括主幹 上原 誠  
主幹 江森 一雄

(説明員) 開発指導課長 田中 克尚  
農業振興課主幹 加藤 武司  
農業振興課主事 前田 梨紗

## 6. 議 事

### ① 議事録署名人の指名

### ② 議 案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第4号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

第5号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について

第6号議案 農業振興地域整備計画の変更（編入）に係る意見決定について

### ③ 報 告

第1号報告 農地法第3条の3の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

第3号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

第4号報告 農地法第3条の規定により許可を受けた賃借権設定の取消について

7. 議 長 越谷市農業委員会会長 金 子 繁 雄

8. 閉会時刻 午前10時54分

## 9. 会議の内容

事務局 長

これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。

開会に当たりまして、金子会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長

おはようございます。新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしく申し上げます。

このところ大寒を過ぎて寒さが非常に厳しくて、雪国ではかなり雪が降っているということで、12月と1月、2月が冬なのだそうですが、12月が暖かかったということで、梅が早いところでは例年より18日も早く咲いたとか、そんな話が出た途端にこちらでは大雪で、日本海側から雪を降らした乾いた風が関東のほうに吹いてきているので、非常に寒くなっております。年明けに山梨では山火事がありましたが、しばらく報道されないと思ったら、昨日やっと鎮圧となりました。その後茨城のほうでも山火事があり9ヘクタールぐらい燃えました。非常に乾燥していて、インフルエンザがはやっておりますので、体調には十分気をつけていただければと思います。

また、突然の報道で驚いていますが、衆議院の選挙が明日、公示になります。このところ農業新聞を読んでいると、持続可能な農業にするために、多くの党が補助金について言っています。実際この選挙でどういうふうになるか分かりませんが、持続可能な農業になるにはやはりある程度の米単価がないとやっていけないというのは、やっと今になって報道が多くされるようになりました。米価格も少し下がってきたという話もありますが、高いものでは5キロ5,000円もする米もあるということで、農家はそんなにももらっていないのですが、誰がもうけているのかなど、そんな気もしております。

この間、農協の組合長とお会いしましたら、米の低温倉庫を建てるということを聞きました。今、段取りをしているということです。現在の米倉庫は大分古く、暑くなると米の保管には適さないということで、低温倉庫を造るのだそうです。また、肥料をストックしている倉庫も、何か建て替えが利かないので、そっくり今の建物を覆ってかぶ

せるという、そんな倉庫にするのだそうです。ここのところ農協が経済のほうに力を入れそうな話を組合長さんがしていました。ただ理事会で承認されないと本決まりになりません。この間その建物の関係者が視察に来ていたみたいなので、やる気は本気なのかなと思っております。我々が農業を営む上で便利になるようにやっていただけるのはありがたいと思います。

農協はここで改選でどこの地区も推薦人会をやったのかなと思います。定年も延び、73才とかになったということで、今回終わる人もまたもう一期できるという、そんなことも聞いております。我々もあと1年ちょっと任期がございますけれども、来年度は改選時期になりますので、秋口にはいろいろと皆さんも忙しくなると思います。ぜひ農業を守るために皆さんで力を合わせて農業委員会に対して協力をしていただければと思います。

言葉整いませんけれども、冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

事務局 長

ありがとうございました。

本日は、全員出席でございますので、総会は成立しております。

議案の訂正があるのですが、第5号議案の農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定についてのうち、1件取下げがございました。議案書の8ページの9番については削除いたします。

なお、本日は第5号及び第6号議案 農業振興地域整備計画の変更等に係る意見決定についての説明員として農業振興課の加藤主幹、それから前田主事が同席しておりますので、ご報告いたします。

それでは、越谷市農業委員会総会会議規則の規定により、金子会長に議事の進行をお願いいたします。

議長

ただいまより開催いたします。

まずは、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から4番の坂巻委員、5番の白鳥委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

それでは、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可につ

統括主幹

いて事務局より説明願います。

議案書の1ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可についての1番について説明いたします。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は4,508平方メートルです。通作距離は5キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人1名です。

本件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

事務局からは以上です。

議長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を推進委員7番の高島委員よりお願いいたします。

7番推進委員

1番の件について説明します。

(高島委員)

12月23日に現地を確認いたしました。申請地の現況は畑であり、農地として適正に管理されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者についても問題ありません。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全員

なし。

議長

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。

続きまして、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、事務局より説明願います。

統括主幹

議案書の2ページを御覧ください。

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について説明します。

番号、申請人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、現在夫婦で住んでいる2階建て住宅が老朽化し、高齢になって足も不自由になったことから、平家建ての住宅を建築するために必要な敷地面積を確保するための申請です。

本件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を瀬尾委員よりお願いいたします。

1 1 番 委 員  
(瀬尾委員)

1番の件についてご説明いたします。

1月14日に現地確認を行っております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅であります。一体利用地の宅地に接する南側及び西側を除いて、周囲にはコンクリートブロックが設置されていることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、ご報告いたします。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全 員

なし。

議長

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から6番について、事務局より説明願います。

統括主幹

議案書の3ページを御覧ください。

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から6番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、高齢になる叔父に介護が必要になり、また独立して近隣に住む子供たちの子育ての協力も見込める自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は叔父の住む住宅にも近く、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

本件の区分は第1種農地ですが、農地法施行令第11条第1項第2号イの不許可の例外に当たり、農地法施行規則第33条第4号の住宅に該当するものと考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、譲受人は令和7年に市外に本店を置き、主に居宅介護支援事業を営む法人です。使用していた駐車場の賃貸借契約の解除を求められ、新たに駐車場を計画し、土地を探していたところ、申請地は市内の営業所からも近く、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、3番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、子育て等に十分な広さの住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地近くには公園や小学校があり、子育てする環境が整っており、母親の住む住宅にも程近く、将来母親

の面倒を見ることもできるなど、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供3人、計5人で居住しておりますが、手狭になり、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、父親の所有する土地を借り受けできるようになりました。申請地は両親の住む住宅に隣接し、将来両親の面倒等、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、5番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在住んでいる住宅が埼玉県が施行する一級河川新方川社資（河川）工事による収用となったため、土地を探していたところ、このたびようやく条件に合う土地が見つかり、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、6番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、譲受人は中古車及び新造品のコンテナ販売業を営むため、新たにコンテナの保管場所を計画し、土地を探していたところ、申請地は連携して業務を行っていく現勤務先及び自宅からも程近く、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

以上5件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議

長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番について14番の山崎委員、2番について瀬尾委員、3番について三ツ木委員、4番及び5番について坂巻委員、6番について荻島職務代理よりお願いいたします。

それでは、1番について、山崎委員よりお願いいたします。

1 4 番 委 員

1番の件について説明します。

(山崎 (明) 委員)	<p>1月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。南側の出入口部分を除き、周囲に新設コンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。</p> <p>以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>2番について、瀬尾委員よりお願ひいたします。</p>
1 1 番 委 員 (瀬尾委員)	<p>2番の件についてご説明いたします。</p> <p>1月14日に現地確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は駐車場であります。北側の道路に接する部分を除いて、既設及び新設コンクリートブロックとフェンスで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。</p> <p>以上、ご報告いたします。ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>3番について、三ツ木委員よりお願ひいたします。</p>
1 番 委 員 (三ツ木委員)	<p>3番の件について説明します。</p> <p>1月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。南側及び西側の出入口部分を除き、周囲に新設コンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。</p> <p>以上、報告します。よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>4番及び5番について、坂巻委員よりお願ひいたします。</p>
4 番 委 員 (坂巻委員)	<p>4番の件についてご説明申し上げます。</p> <p>1月14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。西側は出入口部分で防除なし、北側、東側及び南側の宅地に接する部分は一部既存隣地ブロック及びコンクリート土留め以外は防除なし、南側の農地に接する部分は平坦地のため防除なしで、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。</p> <p>続きまして、5番の件について説明いたします。</p>

議 長	<p>1月14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。南側道路部分を除き、周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。</p> <p>以上、ご報告いたします。よろしく願いいたします。</p>
7 番 委 員 ( 荻 島 委 員 )	<p>ありがとうございます。</p> <p>6番について、荻島職務代理よりお願いいたします。</p> <p>6番の件について説明いたします。</p> <p>1月15日に現地を確認しております。申請地の現状は畑、転用目的は資材置場です。北側の出入口部分を除き、周囲に新設コンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。</p>
議 長	<p>1月15日に現地を確認しております。申請地の現状は畑、転用目的は資材置場です。北側の出入口部分を除き、周囲に新設コンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。</p> <p>以上報告いたします。ご審議よろしく願いいたします。</p>
全 員	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいまの説明について質疑はございませんか。</p>
議 長	<p>なし。</p> <p>質疑がないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。</p> <p>続いて、採決を行います。</p> <p>原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>[挙手全員]</p>
議 長	<p>挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。</p> <p>続きまして、第3号議案の7番から12番について、事務局より説明願います。</p>
統 括 主 幹	<p>議案書の3ページ及び4ページを御覧ください。第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての7番から12番について説明いたします。</p> <p>番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。</p> <p>それでは、7番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦で居住しております</p>

が、2人の夢であるマイホームの建築を計画し、土地を探していたところ、申請地近くには保育園や小中学校があり、子育てしやすい環境で、両親の住む住宅にも程近く、将来両親の介護などお互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、8番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、子育て等に十分な広さを確保できる自己用住宅を計画し、土地を探していたところ、申請地近くには保育園や小学校があり、公園や商業施設も近く、子育てしやすい環境で、両親の住む住宅にも程近く、両親の面倒を見ることやお互いに何かあった場合など助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、9番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、手狭になり、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は祖父母の住む住宅にも程近く、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、10番の概要ですが、転用目的は隣接地の特別養護老人ホーム建設工事に伴う資材置場駐車場のための一時転用です。転用理由といたしまして、借人は平成10年に市外に本店を置き、主に総合福祉施設を運営し、介護事業を展開する法人です。令和7年10月に農地法第5条の許可を得た特別養護老人ホーム建設予定地内に資材及び工事関係車両の駐車場が確保できないため、申請地を工事期間中、資材置場駐車場として利用したいとの理由です。建設工事完了後は農地として復元し、貸人に返却するものです。

続きまして、11番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、手狭になり、将来子供を伸び伸びと育てられる自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は伯父の住む住宅にも程近く、伯父に何かあったときなどすぐに駆けつけられるなど、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、12番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、手狭になり、将来子供を伸び伸びと育てられる自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は父の住む住宅にも程近く、父に何かあったときなどすぐに駆けつけられるなど、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

以上6件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、7番から9番について田口委員、10番から12番について石塚委員よりお願いいたします。

3 番 委 員  
(田口委員)

それでは、7番から9番について、田口委員よりお願いいたします。

それでは、まず7番の件について説明をします。

1月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。北側の出入口部分と平坦地に接している東側を除き、周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、8番の件について説明をいたします。

同じく1月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。出入口部分と路地状部分を除き、周囲をコンクリートブロックで囲むことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、9番の件につきまして説明をいたします。

同じく1月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。出入口部分と路地状部分を除き、周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはない

議 長

と判断いたします。

以上3件、報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

2 番 委 員  
(石塚委員)

ありがとうございました。

10番から12番について、石塚委員よりお願いいたします。

10番の件について説明します。

1月15日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は資材置場・駐車場です。当該申請は隣接する土地の工事のための一時転用であり、周囲に農地はなく、仮囲いとしてフェンスを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

続きまして、11番の件について説明します。

1月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。西側の出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

続きまして、12番の件について説明します。

1月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。南側の出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

田口委員。

3 番 委 員  
(田口委員)

すみません、質問というよりは確認になります。

10番の件なのですけれども、こちらのほう、一時転用という形での資材置場・駐車場という形になっておりますが、工事等終了次第、元に戻すという形になっておりますので、田んぼに戻すという形の考え方でよろしいでしょうか。

議 長  
統 括 主 幹  
議 長

事務局。

そのとおりで大丈夫です。

よろしいですか。

3 番 委 員  
(田口委員)

議 長  
全 員  
議 長

議 長

統 括 主 幹

ありがとうございます。

ほかに。

なし。

ほかに質疑がないということですので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第4号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、事務局より説明願います。

この農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づくもので、同法第18条第3項の規定により、農地中間管理機構がこの計画を定める場合には、農業委員会の意見を聞くものとされています。農地中間管理事業の農地の貸し借りについて申し上げますと、まず利用権設定の制度の下で、埼玉県農地中間管理機構の指定を受けている埼玉県農林公社が、地権者から農地を借り受けます。次に、埼玉県農林公社が地権者から借り受けた農地を、借受け希望者に転貸することを定めるのが、この農用地利用集積等促進計画になります。

それでは、議案書の5ページ及び6ページを御覧ください。第4号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についての1番について説明します。

番号、賃借権または使用貸借権の設定を受ける者、設定面積、期間の順に読み上げます。

面積は1万6,987平方メートル、期間は10年です。本件の農用地利用集積等促進計画（案）で設定する20筆は、全賃借権の設定を受けたものを引き継ぐ形で農地の全てを効率的に利用し、耕作等を行うこと、

議  
全  
議

長  
員  
長

周辺の農地利用への影響がないこと、必要な農作業に常時従事する者を考慮して作成されており、各要件を満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議

長

挙手は全員でございますので、意見なしと決定いたします。

続きまして、第5号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について、農業振興課から説明願います。

農業振興課

農業振興課の加藤と申します。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、議案書の7ページを御覧ください。

第5号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定についてご説明いたします。

令和7年10月15日から令和7年12月15日までの申出期間において、農業振興地域整備計画の変更に関する農用地区域からの除外の申出が10件あり、その後、1件が取下げとなっております。農業振興地域整備計画の変更に当たっては、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、貴委員会のご意見をお聞きするものです。

農用地除外の今後の手続といたしましては、関係機関と協議の上、来月開催予定の越谷市農政審議会を経て市の意見を決定することとなります。その後、埼玉県と協議し、支障がなければおおよそ1年程度後に農用地区域から除外され、農地法の許可申請が提出されるという流れになります。申出地の場所につきましては、議案書とは別冊の農用地区域からの除外申出地案内地図・土地利用計画図を御覧ください。

まず、1件目の概要ですが、除外理由は自己用住宅の敷地拡張です。申出人は申出地の隣地に家族と居住しており、子供の成長に伴い広い場所で安全に遊ばせたいと考えるようになりました。しかしながら、既存敷地は申出人が仕事で使用する車の駐車スペースや物置に使用しており、前面道路の交通量が多いことから、隣接地である申出地を子供が遊べる庭として利用することを望んでおります。そのような中、申出地を譲り受けることができるようになったため、自己用住宅の庭として敷地拡張したいという申出です。なお、建築物の計画はありません。

続きまして、2番の概要ですが、除外理由は自己用住宅です。申出人は現在夫婦で吉川市の賃貸住宅に居住していますが、家財道具が増え手狭となったことから、自己用住宅を建築したいと考えるようになりました。また、高齢になる祖父母や両親のサポート、自営で農業を行っている祖父の手伝いをするため、祖父母や実家の近くに居住することを望んでおります。このことを祖父に相談したところ、祖父が所有する山林と隣接する申出地を一体的に利用することができるようになったため、自己用住宅を建築したいという申出です。建築面積は104.34平方メートルを予定しております。

続きまして、3番の概要ですが、除外理由は駐車場です。申出人は、市内で保育園など児童福祉事業を営む社会福祉法人です。これまで近隣の駐車場を借用し、職員用及び保護者の送迎用の駐車場として利用していましたが、地権者の都合により駐車場を返却してほしいとの申出があり、また保育園での行事などの際には現在の駐車スペースを臨時的に保護者の駐輪場として利用していますが、敷地内で十分に収容できない状況となっております。そのような状況の中、隣接する申出地を譲り受けることができるようになったため、駐車場及び駐輪場敷地として利用したいという申出です。申出地において建築物の計画はありません。

続きまして、4番の概要ですが、除外理由は駐車場です。申出人は現在市内で自動車解体業及び自動車部品の販売業を営んでおり、市内

に資材置場や駐車場、店舗を所有しています。近年、新規事業として介護用自動車のレンタカーリースを開始し、既に車両12台を保有しております。現在は所有地の一部に駐車しておりますが、移動する必要が生じており、今後増加を見込んでいる福祉用車両53台と従業員用2台を合わせて合計67台分の駐車場が必要となっております。また、新規事業における従業員は、既存事業と並行して業務を行うため、本社の近くの土地を探しておりました。そのような中で申出地を譲り受けることができるようになったため、駐車場として利用したいという申出です。なお、建築物の計画はありません。

続きまして、5番の概要ですが、除外理由は店舗です。申出人は市内に居住しており、親の代から続いた農家の生まれであり、越谷市を訪れる都市住民にも地元の農業を知ってほしいと思っており、農家レストランを開業したいと考えるようになりました。申出人の家は増林にあり、親交の深い農家仲間も多くおります。さらに、越谷市民球場や越谷市立総合体育館があり、開催されるイベントを訪れる都市住民をターゲットにしたいと考え、自己所有地を選定いたしました。また、申出地に面している幹線道路を走行するドライバーの休憩施設としての利用や、イベント時の来客数を考慮すると自己所有地だけでは手狭なため、隣地の所有者に相談したところ、譲り受けることができるようになったため、店舗として利用したいという申出です。建築面積は347.8平方メートルを予定しております。

続きまして、6番の概要ですが、除外理由は駐車場です。申出人は運送業を営む4社を組合員とした協同組合で増森地区に本社を構えています。主に海外から輸送されたコンテナの仕分作業や配送業務を組合員の所有する市内の倉庫や埼玉県深谷市の車両置場を拠点に行っております。そのような中、現在使用している市内の倉庫敷地内の駐車場及び深谷市の駐車場について貸主から返却を求められており、新たな駐車場が必要となっております。組合の業務の拠点を越谷市内に集約させるため、本社の近くで土地を探していたところ、申出地を譲り受けることができるようになったため、駐車場として利用したいとい

う申出です。なお、建築物の計画はありません。

続きまして、7番の概要ですが、除外理由は店舗です。申出人は現在市内の自動車修理工場で働いており、整備士として経験を積んでいく中で、自分の工場を持ちたいと考えるようになりました。現在勤めている自動車修理工場は増森にあり、独立後も業務協力していく見込みです。また、近隣には自動車を所有する方も多いことから、整備対象となる自動車の需要を見込んで土地を探していたところ、申出地を譲り受けることができるようになったため、自動車整備工場として利用したいという申出です。建築面積は110.94平方メートルを予定しております。

続きまして、8番の概要ですが、除外理由は自己用住宅です。申出人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供1人の計3人で居住しています。子供の成長とともに家財道具も増え、手狭となったことから、自己用住宅を建築したいと考えるようになりました。また、子育てや将来の介護などにおいて両親と協力しながら生活をしたいと考え、実家の近くに居住することを望んでおります。その旨を両親に相談したところ、母が所有する申出地を借り受けることができるようになったため、自己用住宅を建築したいという申出です。なお、建築面積は105.99平方メートルを予定しております。

9番は、冒頭に説明がありましたとおり、取下げにより削除となっております。

続きまして、10番の概要ですが、除外理由は自己用住宅です。申出人は現在東京都台東区の賃貸住宅に夫婦と子供1人の計3人で居住しています。子供が生まれたことで家財道具も増え、手狭になったことから、自己用住宅を建築したいと考えるようになりました。また、子育てや将来の介護などにおいて、妻の祖母や母とお互い協力をしながら生活したいと考え、妻の実家の近くに居住することを望んでおります。その旨を妻の祖母に相談したところ、所有する申出地を借り受けることができるようになったため、自己用住宅を建築したいという申出です。なお、建築面積は123.38平方メートルを予定しています。

議長

農業振興課からは以上です。

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番及び2番について三ツ木委員、3番及び4番について中島委員、5番及び6番について14番の山崎委員、7番について中島委員、8番について6番の山崎委員、10番について8番の豊田委員よりお願いいたします。

それでは、1番及び2番について、三ツ木委員よりお願いいたします。

1番委員  
(三ツ木委員)

1番の件について、1月15日に現地を確認いたしましたので、報告いたします。

現況は畑で、除外理由は敷地拡張です。周囲に既存のコンクリートブロックがあり、さらに新設のコンクリートブロックを設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、2番の件について、同じく1月15日に現地を確認いたしました。現況は畑で、除外理由は自己用住宅です。周囲にコンクリートブロックを設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、2件報告いたします。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

10番委員  
(中島委員)

3番及び4番について、中島委員よりお願いいたします。

3番の件について1月20日に現地を確認しておりますので、報告します。

現況は畑で、除外理由は駐車場です。周囲は道路及び住宅に面しており、さらに新設のコンクリートブロックを設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

続きまして、4番の件について、同じく1月20日に現地を確認しておりますので、報告します。

現況は田で、除外理由は駐車場です。東側、南側、西側は道路及び既存資材置場に面しており、水路に面した北側にはコンクリートブ

議 長

1 4 番 委 員  
(山崎 (明) 委員)

ックを設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

ありがとうございました。

5番及び6番について、14番の山崎委員よりお願いいたします。

5番の件について、1月15日に現地を確認しましたので、報告いたします。

現況は畑で、除外理由は店舗です。周囲にコンクリートブロックを設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

6番の件について、1月15日に現地を確認しましたので、報告します。

現況は畑で、除外理由は駐車場です。周囲にコンクリートブロック及びフェンスを設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。お願いします。

議 長

1 0 番 委 員  
(中島委員)

ありがとうございました。

7番について、中島委員よりお願いいたします。

7番の件について、1月20日に現地を確認しましたので、報告します。

現況は畑で、除外理由は店舗です。東側の一部、南側の一部、北側の一部は道路及び宅地に面しており、農地に面した西側及びそのほかの境界部にはコンクリートブロックを設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

6 番 委 員  
(山崎 (保) 委員)

ありがとうございました。

8番について、6番の山崎委員よりお願いいたします。

8番の件について、1月21日に現地を確認いたしましたので、ご報告いたします。

現況は畑で、除外理由は自己用住宅です。周囲にコンクリートブロ

議 長

ックを設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

10番について、豊田委員よりお願いいたします。

8 番 委 員  
(豊田委員)

10番の件について、1月21日に現地を確認いたしましたので、報告します。

現況は畑で、除外理由は自己用住宅です。周囲にコンクリートブロック及びフェンスを設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告いたします。ご審議よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

中島委員。

1 0 番 委 員  
(中島委員)

質問させていただきます。

6番の件について質問させていただきます。こちらの計画図面を見させていただきますと、工事車両が入るという内容になっているかと思うのですが、こちらの現地自体は農道かと思うのですけれども、車両の大きさ、あるいは路盤の状態等問題ないのか、その辺について伺います。

農 業 振 興 課

農業振興課の加藤です。そうですね、お話ではコンテナを積んだトラックということで聞いております。一応こちらについては、開発で事前協議を出して、その中で審査して、必要に応じた整備の要請事項が出るものと思っております。

以上でございます。

議 長

よろしいですか。

1 0 番 委 員  
(中島委員)

道路のほう、かなり傷むのではないかと心配されますので、その辺については施工者のほうに対応させるとか、その辺を要望したいと思えます。よろしく申し上げます。

議 長

要望でいいということですね。

全  
議

員  
長

ほかにありますか。

なし。

ほかにないようですので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり承認することに決定いたします。

続きまして、第6号議案 農業振興地域整備計画の変更（編入）に係る意見決定について、農業振興課から説明願います。

農業振興課

それでは、議案書の9ページを御覧ください。

第6号議案 農業振興地域整備計画の変更（編入）に係る意見決定についてご説明いたします。

先ほど第5号議案にて農用地区域からの除外の案件についてご説明いたしました。一方、この編入については、過去に除外を行った農地を農用地区域へ戻入れするものです。除外と同様の申出期間において編入の申出が1件ありました。編入の手續につきましては除外同様の協議や手續を経て、支障がなければおおよそ1年程度の後には農用地区域へ編入されることとなります。

申出地の場所につきましては、議案書とは別冊の農用地区域への編入申出地案内地図を御覧ください。

それでは、1番についてご説明いたします。当該申出地は、申出人の自己用住宅として利用したいという申出により、令和7年6月26日付で農用地区域から除外しました。しかしながら、諸事情により自己用住宅を建築する計画がなくなり、今後も農地として利用していくため、改めて農用地として編入する申出です。

農業振興課からは以上です。

議

長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を中島委員よりお願いいたします。

10番委員

1番の件について、1月20日に現地を確認しましたので、報告しま

(中島委員)

議 長 す。  
現況は畑で、適正に管理されております。  
以上、報告いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。  
ありがとうございます。  
ただいまの説明について質疑はございませんか。

全 員 なし。

議 長 質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。  
続いて、採決を行います。  
原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。  
[挙手全員]

議 長 挙手は全員でございますので、原案のとおり承認することに決定いたします。  
続きまして、報告でございます。  
事務局より報告願います。

統 括 主 幹 それでは、報告させていただきます。  
議案書の10ページから12ページです。第1号報告 農地法第3条の3の規定による届出の受理について、4件の届出がありました。届出内容につきましては、議案書記載のとおりです。  
続きまして、議案書の13ページ及び14ページです。第2号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について、4件の届出がありました。届出内容につきましては、議案書記載のとおりです。  
第1号報告及び第2号報告についての届出は、添付書類も含め完備していただきましたので、事務局長専決によりこれを受理し、通知書を交付いたしました。  
続きまして、議案書の15ページです。第3号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、本件は農地の賃貸借契約の合意解約です。今回、1件の通知がありました。内容につきましては、議案書記載のとおりです。  
続きまして、議案書の16ページです。第4号報告 農地法第3条の

規定により許可を受けた賃借権設定の取消について、本件は令和6年10月に農地法第3条の規定に基づき賃借権の設定の許可をいただいたものですが、借人が東京地方裁判所の破産手続の開始決定を受けたことから、破産法第53条第1項に基づき、農地に係る賃貸借契約が解除されました。これにより貸人の意思を確認の上、農地法第3条の許可を取消しするものです。

報告事項は以上です。

議 長

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

次回の農業委員会会議の開催日程でございますが、2月25日水曜日、午前10時から、この会議室で行います。

事 務 局 長

会長、ありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして、荻島職務代理からご挨拶をお願いいたします。

職 務 代 理

皆様ご苦労さまでした。今日までが三寒と言われていました。皆さん体に気をつけて、また来月の農業委員会、どうぞよろしく願いいたします。

本日はご苦労さまでした。

事 務 局 長

ありがとうございました。

本日の総会はこれにて閉会といたします。

(閉会時刻：午前10時54分)

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和8年 1月26日

議 長

署名委員

署名委員